

# 下条川ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 下条川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 下条川ダムは、洪水調節をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒8.7立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### (水位の期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期間 6月15日から9月30日まで
- (2) 非洪水期間 10月1日から翌年6月14日まで

### (水位の測定)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

### (常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高31.5メートルとし、第12条の規程により洪水調節等を行う場合を除き、水位をこれより人為的に上昇させてはならない。

### (サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高39メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

### (最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高31.5メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

### (洪水調節のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高31.5メートルから標高39メートルまでの容量最大110万立方メートルを利用して行うものとする。

## 第4章 洪水調節等

### (洪水警戒体制)

第10条 三条地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところにより洪水の発生が予想される時。

### (洪水警戒体制時における措置)

第11条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 新潟県土木部河川管理課、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画をたてること。
- (4) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

### (洪水調節等)

第12条 局長は、水位が常時満水位を超える場合は、ホロージェットバルブを70パーセントの一定開度に保ち、洪水及び洪水に達しない流量の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

### (洪水警戒体制の解除)

第13条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

### (貯留された流水を放流することができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- (1) 水位が洪水時満水位を超える時。
- (2) 水位が常時満水位を超える時。
- (3) 第20条の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要がある時。
- (4) その他、特にやむを得ない理由がある時。

(放流の原則)

第15条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第16条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第14条第1号の場合においては、流入量に相当する量。
- (2) 第14条第2号の場合においては、第12条の規程により定まる放流量。
- (3) 第14条第3号又は第4号の場合においては、毎秒8.7立方メートル。

(放流に関する通知等)

第17条 局長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておかななければならない。

## 第6章 ゲート等の操作

(クレイトゲートの操作)

第18条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉そくしておくものとする。

- (1) 第14条第1号の場合において、ダムから放流を行うとき。
- (2) 第20条の規定により、クレイトゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(ホロージェットバルブ及びスルースバルブの操作)

第19条 ホロージェットバルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉そくしておくものとする。

- (1) 第14条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
  - (2) 次条の規定によりホロージェットバルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 2 スルースバルブは、次条の規定によりホロージェットバルブ又はスルーバルブの点検又は整備を行うため必要がある場合を除き、常に全開しておくものとする。

## 第7章 点検整備等

(点検及び整備)

第20条 局長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体。
- (2) ゲート等。
- (3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具。
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備。

- (5) 監視のため必要な船。
  - (6) 警報のため必要な車。
  - (7) 第3号から前号までに掲げるものの操作のために必要な資材。
- 2 前項の点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量が毎秒0.9立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。
- 3 第1項の点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、速やかに行うことを原則とする。
- 4 局長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適宜試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第21条 局長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

## 第8章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第22条 局長は、第12条の規定により洪水及び洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象の状況。
  - (2) ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
  - (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
  - (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項。
  - (5) その他特記すべき事項。
- 2 局長は、前項に規定する場合を除き、第18条各号及び第19条各号のいずれかに該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかななければならない。

(調査結果等の記録)

第23条 局長は、第20条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第21条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかななければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第24条 局長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

## 第9章 雑 則

(細 則)

第25条 この規則を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 52 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。